在外選挙の制度と手続について

海外からの投票には、事前に在外選挙人名簿登録が必要です。 登録には、3ヶ月程度かかる場合がありますので、ぜひ今手続きを



在留届の提出も 忘れずに!



登録・投票は 簡単です

在外選举登録資格

- 戶本国籍保有者
- ③海外に3か月以上居住(出国時登録申請者を除く)

必要書類を準備し 申請書に記入、大使館、 総領事館窓口で登録申請 3か月後に大使館 などから住所確認の 連絡を受ける

選挙人証の受取

用意する物

- ・旅券
- 申請書
- ・居住している事を 証明できる書類 (在留届を提出済の方は 不要です。)







※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに3か月ほどかかる場合があります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

在外投票は次の3つの方法から選択できます

在外公館投票



直接日本大使館・総領事館 (領事事務所)に出向いて 投票する方法。

郵便等投票



投票用紙等を事前に請求して、 記載の上、登録先の選挙管理 委員会へ郵送する方法。

日本国内で投票



一時帰国した方や、帰国直後で 転入届を提出して3か月未満の方は、 日本国内でも投票できます。

同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書*、代理の方の旅券を御用意ください。 ※申請書と申出書は領事窓口または総務省のホームページから入手できます。

1.平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。2.平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、在オーストリア日本国大使館

TEL: 01-531-920

Mail: consul@wi.mofa.go.jp

または

外務省 在外選挙



